

社保審「第 62 回 介護給付費分科会」 審議報告を了承、次回 12 月 26 日に答申

2008/12/15

社会保障審議会・介護給付費分科会（分科会長＝大森彌・東京大学名誉教授）は 12 月 12 日、2009 年度の介護報酬改定へ向けて大詰めの議論をおこなった。同日は、事務局が提示した次期介護報酬改定に関する審議報告案を大筋で了承。12 月 26 日に開催予定の次回分科会で、舛添厚労大臣から諮問を受け、即日答申する。



次回答申へ向けて審議報告案を集中的に議論し、大筋で了承

審議報告案は、前回の分科会で提示したたたき台に委員から出た意見を盛り込み、各サービスの報酬や基準の見直しの基本方向を記載した後に、「今後の方向性について」の項目を追加。その中で、次期介護報酬改定へ向けた検討課題として、サービス提供体制の計画的整備、医療と介護の連携・機能分担および整合性などを挙げ、「医療や地域における保険外の様々なサービスを適切に組み合わせ、利用できるような体制作りが求められる」とした。

今回改定は介護従事者の処遇改善に重点が置かれ、3.0%の増加分のほとんどが人材確保と処遇改善に充てられる見込みだが、新規の評価等として、訪問看護の特別管理加算の対象に「重度の褥瘡」を追加し、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合の評価も新設する。また、訪問看護ステーションからの OT、PT 等の訪問に対する 50% 制限も廃止する。

療養病床に入院している患者の受け皿としての役割が期待されている介護療養型老健（転換型老健）については、従来型老健より医薬品費や医療材料費がかかることや医療の必要性が高いことから、適切な医療サービスの提供が行えるよう、それらのコストを踏まえた評価の見直しを行う。

処遇情報の事業者ごとの公表に委員ら反発

介護従事者の処遇改善について、各事業所に給与等の自主的、積極的な情報公表を求めている点に複数の委員が反発。「賃金・給与に情報が偏り過ぎると、教育・研修機会の支援、出産・育児などに配慮する事業所よりも、見かけ上の賃金が高い事業所が有利」、「介護保険事業以外の収益で介護従事者の賃金を上げたいと考える経営者の経営判断を束縛しかなない」などの指摘が上がり、国が過度に情報公表を支援すべきではないとする意見が多数を占めた。